

令和7年度保険料一部改定について

(令和7年4月から保険料の一部が改定となります。)

令和7年2月26日開催の第145回通常組合会において、医療分保険料の改定が承認されました。

2年間据置いた保険料ですが、医療費の増大、補助金の縮減に加え、被保険者減少が組合財政を圧迫する現状により、組合存続のためにも、今年度保険料の一部改定（医療分保険料のみ）をお願いすることになりました。組合員の皆さまにご負担いただく厳しい状況となりましたが、より一層、組合の効果的・効率的な健全で安定した運営を行って参りますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

・令和7年度保険料（令和7年4月～令和8年3月分）

*医療分保険料を改定。

(お一人/月額)

月額保険料		事業主	従業員	家族
改定	医療給付費分	20,700円 (+ 2,000円)	11,500円 (+ 2,000円)	7,300円 (+ 1,000円)
据置	後期高齢者支援金分	3,000円	3,000円	3,000円
据置	介護納付金分	3,500円	3,500円	3,500円
据置	後期高齢者組合員分	1,000円	1,000円	